

三和地区社会福祉協議会

「たすけあい三和」



三和の地域で ずっと暮らし続けたい！

事務所

〒290-0207 市原市海士有木225-4
サンハート内

三和地区社協「たすけあい三和」

TEL 070-5452-8333

【三和地区社会福祉協議会（三和地区社協）とは】

三和地区社協は、三和地区の地域住民と福祉課題を解決するために話し合い、地域のつながりを大切にしながら、地域で活動している各種関係団体（町会長、民生児童委員、子育て家庭支援員、更生保護女性会等）と連携し、自主的・主体的に実践するための組織です。



三和の地域で ずっと暮らし続けたい！

「たすけあい三和」

少子高齢化が急速に進行する中、三和地区においても高齢化率が年々上昇しています。

こうした中、三和地区社協は平成25年度、地域住民を対象に「地域の実態」「地域の住民意識」についてアンケート調査を行いました。

結果、「家庭の周りで出来る支援」の要望が多く寄せられました。

そこで、三和地区社協は誰もが住み慣れた地域で自立して暮らせる町づくりの支援事業として「地域社会の支え合いの仲間づくり」を目的に、平成27年4月より「たすけあい三和」の事業を始めました。

地域の皆さまには、この活動が順調に進み、より発展していくよう、ご支援をお願い致します。

「たすけあい三和」は、「地域社会の支え合いの仲間づくり」を目的に実施する住民参加型の有償のボランティアサービスです。

日常生活支援事業「たすけあい三和」のきまり

「たすけあい三和」は2区分の会員構成で活動しています

1	利用会員	困っていて手を借りたい人 (入会金1,000円 1回のみ)
2	支援会員	困っている人に手を貸す人



「たすけあい三和」を利用できる方

- ◎ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)
- ◎高齢者のみの世帯
- ◎障がい者のみの世帯
- ◎高齢者と障がい者のみの世帯



こんなお手伝いをしています



【たすけあい三和の活動料金】

利用料金	(利用会員)	利用会員の方が作業に支払う料金です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 始めの1時間まで800円 ・ 1時間を超えると、30分毎に400円加算 ・ 支援に要した実費(燃料費・除草剤費等)を加算
作業料金	(支援会員)	支援会員の方が作業したときに受け取る手当です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 始めの1時間まで700円 ・ 1時間を超えると、30分毎に400円加算

【活動内容】

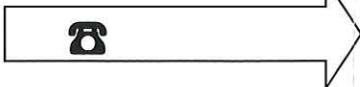
- ◎屋外作業 庭木の刈り込み、庭の草取り、草刈り等
- ◎屋内作業 家具の移動、室内整理、物置の整理、電気器具の点検、照明器具・照明灯の取替、話し相手等
- ◎家事援助 掃除、洗濯、炊事等



電話番号:
070-5452-8333
受付:
毎週 月・水・金
(但し祝祭日はお休み)
時間 9:00~14:30



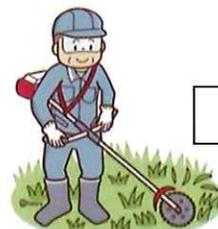
電話で作業依頼



【申し込みから支払いまでの流れ】



作業の受付・
相談・見積り



支援者による作業



支払い



「たすけあい三和」についてお気軽にお電話ください!!